

第1部 序 論

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

1999年（平成11年）6月に公布・施行された「男女共同参画社会基本法」では、男女共同参画社会の実現を、「21世紀のわが国の社会を決定する最重要課題の一つ」として位置づけました。

これを受けて、本市では、2006年（平成18年）3月に、市における男女共同参画の方向性を示した「京丹後市男女共同参画計画デュエットプラン21」を策定し、男女がともに輝き、個性と能力を十分に発揮することができるまちをめざして取組みを進めてきました。その後、社会情勢の変化や施策の推進状況等を踏まえ、2010年（平成22年）に中間見直しを行い、この中間見直しに合わせ、男女共同参画の基本理念や、市、市民、事業者及び教育関係者の責務を明らかにし、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めた「京丹後市男女共同参画条例」を制定し、2011年（平成23年）7月に施行しました。

このたび、現行の「京丹後市男女共同参画計画デュエットプラン21」が平成27年度で終了することから、同条例の基本理念に基づき、今後の本市における男女共同参画を一層推進するため「第二次京丹後市男女共同参画計画 デュエットプランⅡ」を策定します。

男女共同参画とは

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

（京丹後市男女共同参画条例第2条1項）

2 計画策定の背景

古代丹後では、女性首長墓系列の大谷古墳（大宮町）にみられるように、全国でも数少ない女性を中心とした地域社会が形成されていました。また、近世から現代にかけては、女性が基盤産業である丹後ちりめんの担い手となるなど、地域社会において重要な役割を果たしてきました。このような歴史的背景のある丹後地域で、平成16年4月に京丹後市は誕生しました。本市を取り巻く状況としては、総人口の減少や、少子高齢化の進行等があげられます。特に高齢化は顕著で、平成22年の国勢調査結果によると老年人口は30.9%に達しています。また、全国や京都府と比較して働く女性の割合が高いこと、出産・育児後の世代でもその労働力率が高いこと等の特徴があります。

このような背景から、男性も女性も、仕事と家庭生活を両立しながら安心して暮らすことができ、それぞれの力を十分に発揮できるまちづくりを実現することは、京丹後市の活力ある未来を拓く上でも重要な課題といえます。

3 計画の位置づけ

本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に定められた「市町村男女共同参画計画」にあたり、国の「第4次男女共同参画基本計画」及び京都府の「KYOのあけぼのプラン（第3次）」を勘案して策定したものです。また、「京丹後市男女共同参画条例」第11条に基づき、本市が男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な計画です。

また、基本方針4「人権が尊重される安心安全なまちづくり」は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」第2条の3、第3項に規定されている「市町村基本計画」（京丹後市DV防止基本計画）として位置づけます。

さらに、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項に規定されている「市町村推進計画」（京丹後市女性活躍推進計画）として位置づけます。

なお、「第2次京丹後市総合計画」を最上位計画として、福祉・教育・市民生活等各個別計画との整合を図り、男女共同参画を推進するための視点から策定します。



4 計画の期間

本計画の期間は、平成 28 年度から平成 37 年度までの 10 年間とします。ただし、国内外の動向や社会経済情勢の変化に対応し、適切な施策の推進を図るため、平成 32 年度に中間見直しを行います。

(年度)											
H26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37
調査	策定										
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 第二次京丹後市男女共同参画計画 デュエットプランⅡ </div>											
						中間 見直し					策定

5 男女共同参画の歩み

(1) 国の取組み

わが国においては、日本国憲法で法の下での男女平等がうたわれており、国連を中心とした世界の動きと連動しつつ、男女平等に向けて様々な取組みが行われてきました。

1999 年（平成 11 年）には、男女共同参画社会の形成に関する基本理念や、国・地方自治体・国民の責務等を定めた「男女共同参画社会基本法」が成立し、これに基づき、2000 年（平成 12 年）には、「男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。

2001 年（平成 13 年）には内閣府に「男女共同参画会議」と「男女共同参画局」が設置され、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が公布・一部施行されました。この法律では、夫婦間の問題として見過ごされてきた「女性に対する暴力」の防止のための取組みが強化されるとともに、被害者保護の制度が設けられました。

2004 年（平成 16 年）には、同法が一部改正されるとともに、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」が策定され、2007 年（平成 19 年）には、同法の全面的な見直しが行われました。2013 年（平成 25 年）には同法が一部改正され、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて、法を適用することとし、法律名も「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改められています。

その間、雇用の分野においては、2007 年（平成 19 年）に「男女雇用機会均等対策基本方針」が策定され、実質的な男女雇用機会均等の確保をめざすためのポジティブ・アクションの一層の推

進を図ることとされています。同年には『ワーク・ライフ・バランス』推進の基本的方向』が示され、関係閣僚、労働界、地方公共団体の代表等からなる「仕事と生活の調和推進官民トップ会議」で、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び国・地方自治体や企業の具体的な取組みや政策の方針を示した「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。

「男女共同参画基本計画」は、2005年（平成17年）に第2次計画が策定されました。2010年（平成22年）には、指導的地位への女性の参画促進や雇用・セーフティネットの構築等、現状とこれまでの反省に基づく課題を盛り込み、さらに実効性のある計画として「第3次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。同計画では、2020年（平成32年）までに指導的地位に占める女性の割合を少なくとも30%程度とする目標に向けた取組みの推進や女性の活躍による経済社会の活性化、「M字カーブ」問題の解消を強調するなど、男女共同参画社会の実現に向けた取組みが一層進められています。

2014年（平成26年）には、様々な状況に置かれた女性が、力を発揮し、輝くことができるよう、「すべての女性が輝く社会づくり本部」が設置されました。

2015年（平成27年）6月には、「女性活躍加速のための重点方針2015」が策定され、行政・経済・司法・教育等の分野における女性参画の拡大、課題解決を主導する女性の育成、活躍を支える法整備や生活空間を含めた環境整備についての施策がまとめられました。また、8月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が成立し、9月から施行されました。同法によって、市町村は事業主の立場として女性職員の活躍のための計画を策定すること、一定規模以上の民間企業は女性活躍推進のための特定事業主行動計画を策定することが義務づけられました。また、市町村は努力義務として、国の基本方針を勘案し、女性の職業生活における活躍についての推進計画を策定することとなりました。

（2）京都府の取組み

京都府では、「新KYOのあけぼのプランー京都府男女共同参画計画ー」（計画期間：平成13～22年度）が策定され、平成16年度には男女共同参画推進に関する基本理念、府、府民及び事業者の責務や府の基本的な施策等を定めた京都府男女共同参画推進条例が施行されました。

また、2006年（平成18年）には、プラン策定後の社会情勢の変化に対応し、条例と国の「男女共同参画基本計画（第2次）」との整合性にも配慮した「新KYOのあけぼのプラン後期施策」が策定され、「新KYOのあけぼのプラン」の計画期間の終了に伴い、2011年（平成23年）に「KYOのあけぼのプラン（第3次）」が策定されています。

■国、京都府、京丹後市の男女共同参画の歩み

年	国	京都府	京丹後市
1997年 (平成9年)	男女共同参画審議会設置 (政令) 「男女雇用機会均等法」改正		
1998年 (平成10年)			
1999年 (平成11年)	「男女共同参画社会基本法」施行 「男女雇用機会均等法」改正 「労働基準法」改正 「育児・介護休業法」改正		
2000年 (平成12年)	「男女共同参画基本計画」策定		
2001年 (平成13年)	男女共同参画局設置 男女共同参画会議設置 (法律) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 「仕事と子育ての両立支援策の方針について」策定	「新KYOのあけぼのプランー京都府男女共同参画計画ー」策定	
2002年 (平成14年)			
2003年 (平成15年)	「女性のチャレンジ支援策の推進について」男女共同参画推進本部決定 「少子化社会対策基本法」 「次世代育成支援対策推進法」施行 「労働基準法」改正		
2004年 (平成16年)	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 「育児・介護休業法」改正 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」策定	「京都府男女共同参画推進条例」施行	
2005年 (平成17年)	「女性の再チャレンジ支援プラン」策定 「男女共同参画基本計画(第2次)」策定		
2006年 (平成18年)	「男女雇用機会均等法」改正	「新KYOのあけぼのプラン後期施策」策定 「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画」策定	「京丹後市男女共同参画計画デュエットプラン21」策定

年	国	京都府	京丹後市
平成 19 年 (2007 年)	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定		
平成 20 年 (2008 年)	「女性の参加加速プログラム」策定		
平成 21 年 (2009 年)	「育児・介護休業法」改正	「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画（第 2 次）」策定	
平成 22 年 (2010 年)	「男女共同参画基本計画（第 3 次）」策定		「京丹後市男女共同参画計画デュエットプラン 21」中間見直し
平成 23 年 (2011 年)		「KYOのあけぼのプラン（第 3 次）」策定	「京丹後市男女共同参画条例」施行
平成 24 年 (2012 年)	「『女性の活躍促進による経済活性化』行動計画」策定		
平成 25 年 (2013 年)	「日本再興戦略」策定 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正		
平成 26 年 (2014 年)	すべての女性が輝く社会づくり本部の設置	「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画（第 3 次）」策定	
平成 27 年 (2015 年)	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」成立施行 「男女共同参画基本計画（第 4 次）」策定		